

子供を持つことが副業の就労に与える影響

—「就業構造基本調査」個票データを用いた分析—¹⁰

川上 淳之（東洋大学経済学部 教授）

要旨

総務省「就業構造基本調査」の個票データを用いて、子供の人数および末子年齢が副業の保有に与える影響を分析した。Choe, Oaxaca and Renna (2018) による副業の労働供給モデルに最低限生活に必要な時間（最低必要時間）を加えたモデルからは、子供が生まれることには、最低必要消費の上昇によって副業への需要が高まる一方、最低必要時間の上昇によって副業保有に対する抑制効果も含まれることを示した。

モデルから得られる子供の数、副業に与える影響をシンプルなプロビットモデルで推定を行った結果、世帯の子供の人数が3人以上になると、副業への需要が顕著に高まることが示された。その影響は、男性よりも女性の方が大きかった。一方で、末子年齢が低いときには副業に対する抑制がされていた。家計において女性がフレキシブルに雇用を変動させる役割を担っている一方で、育児によって副業においても労働供給が抑制されることが示された。

シングルマザーは有配偶の母親よりも副業を持つ傾向が高く、有配偶の母は子供が小学校高学年になったときに副業を始めているのに対して、低学年の段階で副業を始める傾向にあることも示された。

1. はじめに

2017年に安倍政権によって示された「働き方改革実行計画」において、正社員は副業を持つことを原則的に認められるように方針転換がなされ、副業を認める企業も増えている¹。「働き方改革」以降、副業に対する注目が集まったが、その最中で2020年以

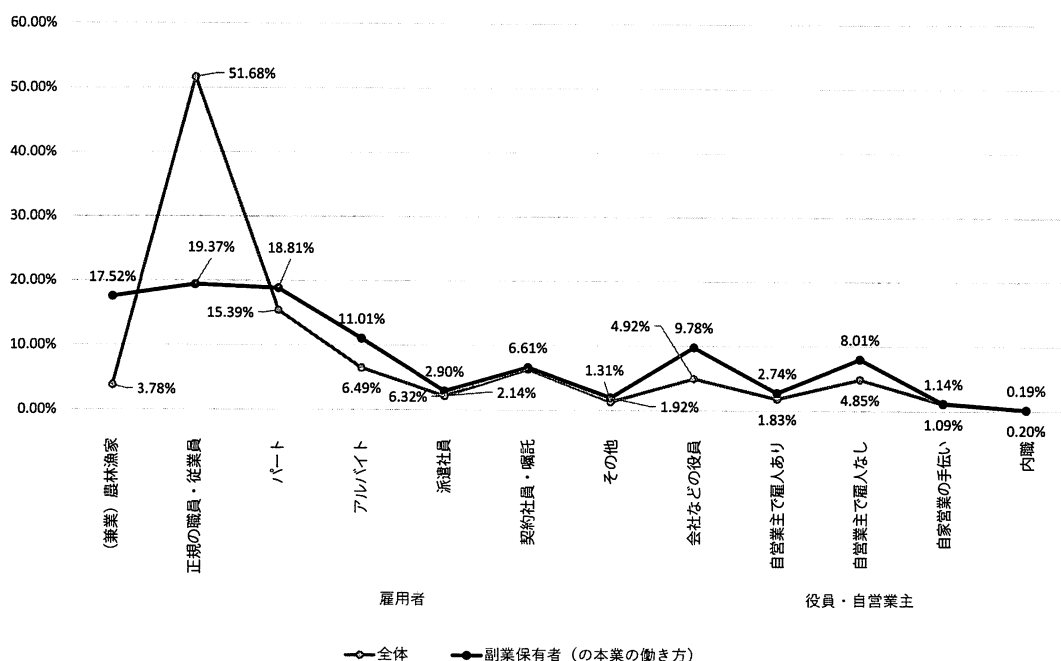
降の新型コロナウイルスの流行に伴う経済活動の縮小や、在宅勤務・テレワークの利用は副業を始めるきっかけとなったと考えられる²。

政策として副業を認める目的は、「働き方改革実行計画」によれば「新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備」を促進するためである。副業を通じて人的ネットワークやビジネスのアイデア、新業経験を得ることで、スタートアップや本業企業の新規事業への参入が進むと考えられるのである。少子高齢化が進み、生産性の向上が求められる日本経済にとって、このようなビジネスの活性化は重要であるが、そのために促進される副業の実態は、必ずしも起業につながるものであるとはいえない。

図表1は総務省「就業構造基本調査」から従業上の地位・雇用形態の構成比を有業者全体および副業保有者の本業に分けてまとめたものである。全体で見れば、正規の職員・従業員の割合が高いが、副業保有者の本業の属性は同じように分布していない。副業保有者の傾向として、①兼業農林漁家、②会社役員・雇用無自営業主、③パート・アルバイトなどの非正規雇用、④正規の職員・従業員の4つの区分が挙げられる。副業保有者の20%はいわゆる正社員³の副業であるが、それは有業者全体で正社員の割合が高いことによる。兼業農家や経営者の副業も一定数確認されるが、副業とは、非正規雇用によって保有される傾向が高い点に注意する必要がある。

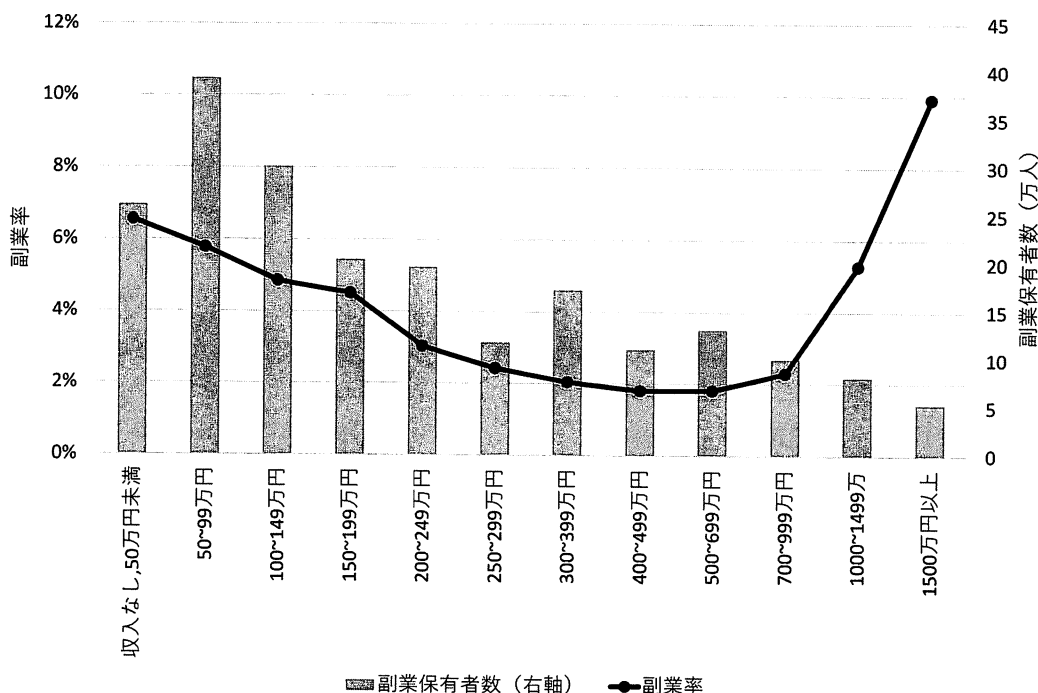
図表2は本業の所得区分別に副業率（有業者に占める副業を持つ割合）と副業保有者数を示している。副業率の集計から、低所得層と高所得層の両方で副業がもたれるU字型の関係が示されているが、副業保有者数についてみれば、所得が低い層ほど副業を持っている傾向がみられる。このことから、副業は

図表 1 調査対象全体および副業保有者の本業の、従業上の地位・雇用形態の構成比



注) 総務省「平成29年 就業構造基本調査」個票データより筆者が作成。兼業農林漁家は、本業もしくは副業の業種が農林漁業、または本業の職種が農業従事者である者。

図表 2 本業の個人所得区分別副業率・副業保有者数



注) 総務省「平成29年 就業構造基本調査」より筆者が作成。副業率は有業者に占める副業保有者の割合である。

「1つの仕事では収入が十分に得られないためにもう1つ仕事を持つ」ためのものであるという、収入確保の問題である側面がマクロレベルで見るとときには強いことがわかる⁴⁾。

本論文は、この収入確保の必要性和、それによる副業保有という観点から、養育する子供の人数によって副業の保有状況がどのように変化するかを、総務省「就業構造基本調査」の個票データを用いて検

証を行いたい。

内閣府が2009年に実施した「インターネットによる子育て費用に関する調査」によれば、年間子育て費用は、未就学児は104万円、小学生は115万円、中学生は156万円である。さらに高校以降の学費も考慮すると、子供を持つことは家計における大きな負担となることが推測される。そのなかで、2008年ごろから人口減少局面に入っているなか、人口減少に歯止めをかけるためには、人口置換水準2.07に合計特殊出生率に近づける必要があるが、2021年のそれは1.30と依然として厳しい少子化傾向が続いている。

これらの現状をふまえ、子供の人数に応じて必要となる家計の負担に対して、副業の保有による個人レベルの対応がどのようになされているのかを明らかにする。

ただし、副業の保有の有無以前に、子供の人数が女性の労働供給そのものに与える影響について、すでに研究の蓄積がある点にふれたい。労働政策研究・研修機構(2017)は世帯の子供の人数が1人から2人、3人に増えるにつれて「暮らし向きが大変苦しい・やや苦しい」と回答する割合が39.1%、40.4%、56.0%と高まることを示している。深堀(2012)は「日本家計パネル調査」の個票データを用いて、子供3人以上世帯において女性の労働供給が高いことを明らかにしている。

また、家族と労働供給の関係を分析するうえで注目される、子供の育児と仕事の両立である末子年齢が女性の労働供給に影響することに対しては、Ogawa and Ermisch (1996)を嚆矢として、保育所の設置(Asai, Kambayashi and Yamaguchi, 2015; Nishitatenno and Shikata, 2017)、学童期の子供の影響(小澤, 2020)などの研究が進められている。

本論文では、これらの研究を踏まえて子供の人数、末子年齢が副業保有に与える影響を分析した結果、子供の人数が増えることで副業に対する需要が高まることが示された。特に、3人以上の子供を持つ世帯でその割合が高まっていた。しかし、男性よりも女性の方がその傾向が強く、相対的に女性の方がフレキシブルに仕事を増やしていることが示された。また、末子年齢が上がるにつれて副業を持つ傾向は高まるものの、その影響は女性のみで観察された。これは、女性が世帯内で育児を分担する傾向が強く、

その制約のために副業を持つことができていない状況を示している。さらに、有配偶の母親とシングルマザーでは、シングルマザーの方が副業を持つ割合、副業を希望する割合が高いことも示された。

次節は、副業の労働供給モデルから実証分析で検証する仮説を示す。第3節では、推定モデルと分析に使用する「就業構造基本調査」をみる。第4節で推定結果を示し、第5節でその評価を行う。

2. モデル

子供を持つことが副業への労働供給に与える影響を、Renna, Oaxaca and Choe (2013) およびChoe, Oaxaca and Renna (2018) で提示されているStone-Geary型効用関数を用いた副業労働供給モデルから考察をしたい。本節で分析されるモデルにおいては、子供が生まれることが就労に与える影響を、子供の教育費や生活費に割くことになる最低必要消費の増加と、子供の養育に割くことになる最低必要時間の増加という2つの要素があることを仮定する。この2つの要素を、Renna et al. (2013) とChoe et al. (2018) の労働供給モデルで示されている最低必要消費と、可処分時間の上限に加える。労働供給モデルの詳細は以下の通りである。

消費者である家計について、以下のStone-Geary型効用関数を仮定する。

$$U = (\gamma_1 - \bar{h}_1)^{\alpha_1} (\gamma_2 - h_2)^{\alpha_2} (Y - \gamma_3)^{1-\alpha_1-\alpha_2}$$

効用 U は余暇と消費によって上昇するが、Stone-Geary型効用関数においては、余暇を本業就労における上限時間 γ_1 と本業の労働時間 \bar{h}_1 との差、本業就労の上限以外の可処分時間 γ_2 と副業の労働時間 h_2 との差で表している。消費による効用への影響は、家計における所得 Y と最低必要消費 γ_3 との差分を消費に費やすことで得られると仮定する。なお、本論文においては、本業の労働時間は制約されており、労働者個人でコントロールできず、外生的であると仮定する⁵。

所得 Y は本業・副業からの収入と不労所得 I で構成される。

$$Y = w_1 \bar{h}_1 + w_2 h_2 + I$$

w_1, w_2 は外生的に決まる本業・副業の賃金率である。これは、効用最大化問題における予算制約式となる。他方、労働供給モデルにおいては、時間についても制約がある。可処分労働時間 T は、労働時間と余暇 l で構成される ($T = \bar{h}_1 + h_2 + l$)。余暇は効用関数でみているように、 $\gamma_1 \bar{h}_1$ と $\gamma_2 h_2$ の和としてあらわされるので、以下の式が成り立つ。

$$T = \bar{h}_1 + h_2 + l = \bar{h}_1 + h_2 + \gamma_1 \bar{h}_1 + \gamma_2 h_2 - h_2 = \gamma_1 + \gamma_2$$

効用最大化問題は以下のように記述することができる。

$$\begin{aligned} \max_{h_2, Y} U &= (\gamma_1 - \bar{h}_1)^{\alpha_1} (\gamma_2 - h_2)^{\alpha_2} (Y - \gamma_3)^{1-\alpha_1-\alpha_2} \\ \text{subject to } Y &= w_1 \bar{h}_1 + w_2 h_2 + I, \quad T \geq \bar{h}_1 + h_2 \end{aligned}$$

最大化問題から得られる副業の労働時間 h_2^* は、

$$h_2^* = \frac{1-\alpha_1-\alpha_2}{1-\alpha_1} \gamma_2 - \frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{\bar{h}_1 w_1}{w_2} - \frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{l}{w_2} + \frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{\gamma_3}{w_2}$$

である。ここから、本業の労働時間、賃金率、不労所得の上昇は副業労働供給を引き下げる影響を持っていることがわかる⁶。

$$\frac{\partial h_2^*}{\partial \bar{h}_1} = -\frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{w_1}{w_2} < 0, \quad \frac{\partial h_2^*}{\partial w_1} = -\frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{\bar{h}_1}{w_2} < 0, \quad \frac{\partial h_2^*}{\partial l} = -\frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{1}{w_2} < 0$$

以上のモデルに、子供を持つことの影響を加えて考察をしたい。まず、子供を持つことによる最低必要消費の上昇は、 γ_3 への関数として記述することができる。そこで、ここでは $\gamma_3 = g(K)$ とおく。

他方、可処分時間 T は、総時間 \hat{T} から最低必要時間 A を除いた額とする。ここから、時間の制約式は、次のように書く。

$$T = \hat{T} - A = \gamma_1 + \gamma_2$$

γ_1 は本業における上限労働時間とおいていることから一定と仮定し、 γ_2 が最低必要時間の変動の影響を受けると考え、 γ_2 について解くと、次式が得られる。

$$\gamma_2 = \hat{T} - A - \gamma_1$$

最低必要時間 A は、子供の人数の増加関数 $f(K)$ とする。ここから、副業の労働供給関数は、子供の人数をモデルに加えることで、次式のように書き換えることができる。

$$h_2^* = \frac{1-\alpha_1-\alpha_2}{1-\alpha_1} (\hat{T} - f(K) - \gamma_1) - \frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{\bar{h}_1 w_1}{w_2} - \frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{l}{w_2} + \frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{g(K)}{w_2}$$

このなかで、子供の人数が増えたときの労働時間に与える影響は、

$$\frac{\partial h_2^*}{\partial K} = -\frac{1-\alpha_1-\alpha_2}{1-\alpha_1} f'(K) + \frac{\alpha_2}{1-\alpha_1} \frac{1}{w_2} g'(K)$$

となる。右辺第1項は子供が増えたことによって、育児などに割く時間が発生したことによる副業への負の影響、右辺第2項は子供が増えたことによって必要な所得が発生したことによる副業への正の影響である。上式は、子供を持つことによって十分な収入を確保する必要がある一方、子供の面倒をみるために就労の時間を確保できないという問題を示す。

ただし、子供が生まれたことによる最低必要時間の増加 $f'(K)$ は、これまで蓄積されてきた女性の労働供給に関する研究が示しているように、子供が保育園・小学校に入るタイミング、さらに子供の手が離れるタイミングでは、その影響は縮小すると考えられる。他方、 $g'(K)$ についても児童手当などの給付金や学費の無償化などの施策がとられることによって、その影響は縮小すると考えられる。また、家計の必要とする所得の変動や、子供の養育を誰が負担するかも考慮する必要がある。

Choe, Oaxaca and Renna (2018) などによって示されたStone-Geary型効用関数による副業労働供給モデルに最低必要時間という枠組みを加えることで、副業の労働供給にかかる以下の仮説を導き出した。

- H1: 本業の賃金率、労働時間の増加は副業の労働供給を低下させる。
- H2: 最低必要時間の増加は副業の労働供給を低下させる。
- H3: 最低必要消費の増加は副業の労働供給を高める。

家計において養育をうける子供が生まれることが、最低必要時間、最低必要消費をともに高めると考えると、子供が生まれることはその家計内において副業に対する需要を高めることになるが、一方で、育児のために時間が割かれるため、その保有は困難でもある。

これらの仮説について、次節以降、総務省「就業構造基本調査」の個票データを用いて家計における子供の人数が副業保有希望・保有に与える影響について検証を行いたい。

3. 推定モデル・データ

前節でみた副業労働供給モデルをベースに、被説明変数に副業の保有状況、説明変数に本業の属性、家計の属性をおいた、以下のような推定モデルを考える。

$$M1_i = \alpha + \sum_{j=2}^3 \beta_j N_{ij} + \sum_{k=1}^2 \gamma_k G_{ik} + \delta_1 \ln W_i + \delta_2 \ln H_i + \phi X_i + \text{year dummy}_i + \epsilon_i \quad (\text{推定1})$$

$$M2_i = \alpha + \beta \sum_{j=2}^3 \beta_j N_{ij} + \sum_{k=1}^2 \gamma_k G_{ik} + \delta_1 \ln W_i + \delta_2 \ln H_i + \phi X_i + \text{year dummy}_i + \epsilon_i \quad (\text{推定2})$$

$$M3_i = \alpha + \beta \sum_{j=2}^3 \beta_j N_{ij} + \sum_{k=1}^2 \gamma_k G_{ik} + \delta_1 \ln W_i + \delta_2 \ln H_i + \phi X_i + \text{year dummy}_i + \epsilon_i \quad (\text{推定3})$$

$M1_i$ は副業を持っていれば1、持っていなければ0のダミー変数である。これは、副業の保有状況を示すシンプルな指標であるが、副業の保有は一般的な就業とは異なり、副業を持ちたくても時間の制約や本業の就業規則によって保有できない傾向が強い。その点を踏まえて、異なる2つの指標もみる。 $M2_i$ は就業者*i*において副業を持つことを希望もしくは副業を保有していれば1、副業を持つことを希望していなければ0のダミー変数である。 $M3_i$ は副業を希望・保有している就業者*i*において、副業を保有すれば1、希望すれば0のダミー変数である。

N_{ij} は子供の人数1人を基準として、2、3人以上で区分したダミー変数である。 G_{ik} は末子年齢の区分であり、未就学児を基準として、小学校低学年、小学校高学年以上のグループに対するダミー変数であるとする。 $\ln W_i$ と $\ln H_i$ は、それぞれ自然対数変換をした賃金率と週あたり労働時間である⁷。

仮説では、子供の人数 N_{ij} は、副業に対する需要を示す $M1_i$ に正の影響をもたらすと考えられ、係数 β の符号は正の値をとると予想される。 G_{ik} は、子

供の年齢が低いほど育児にける時間が必要となることから、係数 γ は正の値をとることが予想される。本業の賃金率、労働時間の係数 δ_1 、 δ_2 はともに負の値であることが予想される。

分析には、総務省『就業構造基本調査』の2007年から2017年にかけての3ヶ年分の個票データを用いる。『就業構造基本調査』は日本において副業の保有状況を訊ねている調査では最も大規模に実施されるものであり、日本における副業保有者数や副業率などの数値が引用される⁸。また、本調査は副業以外の就業状況および婚姻状況や子供の有無などについても調べており、前説で見た仮説を検証するうえで適切なデータであるといえる。また、労働時間や労働所得の情報も本調査から得られるが、これらの数値は本業の仕事のみを対象としており、本業の賃金率や労働時間が副業に与える影響を分析するという観点から、適切であるといえる。ただし、本稿執筆時点において、最新の調査がされたのは2017年である。そのため、安倍政権下における「働き方改革」やその後の新型コロナウイルスによる副業の保有環境の影響分析の対象外となる点は、注意する必要がある。図表3は副業の保有状況別に分析に用いる主な変数をまとめた記述統計量である。

本稿の目的にあわせて分析対象は以下のように制限している。まず、現役世代を分析対象とするため、年齢を20歳以上60歳未満とする。兼業農家による副業を除くために、本業・副業ともに非農林業の産業であり、かつ本業における職業が農林漁業従事者でない者に限定している。また、世帯において分析対象となる家族構成は子供のいる世帯に限定し、夫婦と子もしくは母子世帯・父子世帯に限定し、世帯主および世帯主の配偶者を分析対象としている。

また、集計対象となる子供の人数については、高校生までを分析の対象とするため、調査で訊ねられている15歳未満の子供の人数のほかに、分析対象者の同一世帯における17歳までの無業者の人数を子供の人数に加えている。末子年齢は未就学児、小学校低学年、小学校高学年と区分するが、その対象に15歳以上17歳以下の子も加えている。

4. 推定結果

「就業構造基本調査」から夫婦と子供、もしくは

図表3 記述統計量

	副業非希望者			副業希望者			副業保有者		
	観測数	平均値	標準偏差	観測数	平均値	標準偏差	観測数	平均値	標準偏差
副業非希望	89493	1.000	0.000						
副業希望				6102	1.000	0.000			
副業保有							3176	1.000	0.000
子供の人数									
1人	89493	0.480	0.500	6102	0.452	0.498	3176	0.465	0.499
2人	89493	0.413	0.492	6102	0.421	0.494	3176	0.415	0.493
3人以上	89493	0.107	0.309	6102	0.127	0.333	3176	0.120	0.325
末子年齢区分									
未就学	89493	0.462	0.499	6102	0.447	0.497	3176	0.330	0.470
小学校低学年	89493	0.196	0.397	6102	0.214	0.410	3176	0.238	0.426
小学校高学年	89493	0.201	0.401	6102	0.212	0.408	3176	0.260	0.439
中学校以上	89493	0.140	0.347	6102	0.127	0.334	3176	0.172	0.377
本業賃金率	89493	0.262	0.424	6102	0.253	0.573	3176	0.338	0.640
本業週あたり労働時間	89493	31.640	12.204	6102	27.983	12.794	3176	25.096	12.718
年齢	89493	38.849	5.896	6102	38.288	6.115	3176	40.466	5.776
男性ダミー	89493	0.000	0.000	6102	0.000	0.000	3176	0.000	0.000
婚姻ダミー	89493	0.906	0.292	6102	0.848	0.359	3176	0.865	0.342
調査年									
2007年	89493	0.306	0.461	6102	0.275	0.446	3176	0.332	0.471
2012年	89493	0.331	0.471	6102	0.334	0.472	3176	0.300	0.459
2017年	89493	0.362	0.481	6102	0.391	0.488	3176	0.368	0.482

母子世帯・父子世帯の子供の人数および末子年齢が副業の保有状況に与える影響を、男女別にシンプルなプロビット分析で推定を行った。その推定結果が図表4である。ここからは、子供がいることやその発育状況が副業に与える影響には、男女間で差異があることがわかる。

副業に対する需要（M2：副業希望＋保有）に与える影響をみると、子供1人の世帯と比較して2人、3人以上と増えることで副業を希望する、もしくは保有する確率は女性においては0.6%、2.1%と増えているが、男性においては2人になる場合でも副業に対する需要に違いはなく、3人目において差異がみられるが、その影響は女性と比較して小さい。他方、末子年齢が高まるにつれて副業に対する需要は高まるが、その効果がみられるのは女性のみである。副業を持つことを希望する個人が副業を実際に持つことができるM3への効果を見ると、女性において、小学校低学年になると平均で4%、高学年で6%高まっているが、男性においてはその効果が確認されない。以上の傾向は、副業の保有有無を推定しているM1のモデルでも同様に確認される。

子供が生まれることによる副業の需要は、男性と比較して女性の方が高い。その背景には、男性と比

較して女性の方が平均的に非正規雇用の形態で働いている割合が高く、就業規則などにおいて副業を持つことが制限される割合が低いこと、フルタイムで働いていない割合が高いことから副業のために労働時間を割くことができる環境にあった可能性が示唆される。他方、子供の年齢があがるにつれて副業を持つ割合が女性のみで高まっていたのは、子供が生まれることおよび育児に費やす時間が増える影響が(K)が男女間で大きく異なることが示唆される。そして、これらの推定結果は、子供が生まれることによって必要となる所得の負担は、副業を持つという観点においては、夫婦間で男性よりも女性の負担となっていることを示している。

一方で、推定結果からは、婚姻をしていることがM1（副業有無）、M2（副業需要）を引き下げているということが確認される⁹。この推定結果は、配偶者のいる母親と、シングルマザーとの間で副業を持つ割合が2.2%、副業に対する需要で5.4%の差があることを示している。その影響は、子供を持つかどうかの効果と比較しても大きい。これは、シングルマザーにおいては、子供を育てるうえで必要な収入を1人で確保しなければならぬことから、追加的に副業を持たざるを得ない状況下にあることが示唆

図表 4 子供のいる世帯の男女別、副業の保有状況に子供人数・末子年齢が与える影響

	M1：副業保有ダミー		M2：副業希望+保有ダミー		M3：副業保有ダミー (副業希望者・副業保有者)	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値
子供の人数[1人]						
2人	0.004 ** 2.40	0.001 1.08	0.006 ** 2.39	0.001 0.80	0.016 1.19	0.013 1.14
3人以上	0.011 *** 3.90	0.004 *** 2.79	0.021 *** 4.91	0.006 ** 2.04	0.035 * 1.73	0.028 * 1.73
末子年齢[未就学児]						
小学校低学年	0.009 *** 4.29	-0.002 ** -2.08	0.016 *** 4.73	-0.001 -0.58	0.040 ** 2.27	-0.020 -1.46
小学校高学年以上	0.013 *** 5.56	0.000 0.10	0.023 *** 6.25	-0.001 -0.33	0.060 *** 3.23	0.021 1.32
本業賃金率対数値	-0.006 *** -4.85	-0.005 *** -5.35	-0.019 *** -9.91	-0.019 *** -10.31	0.013 1.42	-0.006 -0.61
本業労働時間対数値	-0.026 *** -17.32	-0.006 *** -5.24	-0.060 *** -23.61	-0.022 *** -10.32	-0.046 *** -3.69	-0.008 -0.64
年齢対数値	0.037 *** 5.43	0.022 *** 5.92	-0.024 ** -2.42	-0.033 *** -5.11	0.362 *** 7.09	0.301 *** 7.85
婚姻ダミー	-0.022 *** -9.22		-0.054 *** -14.15		-0.021 -1.20	
サンプルサイズ	98787	146708	99316	147380	9299	10296
擬似決定係数	0.06	0.11	0.04	0.05	0.06	0.12
対数尤度	-1683527.0	-1618181.0	-3681356.0	-4721673.8	-711733.2	-698153.7
Chi2値	1154.00	1854.00	1793.90	2249.80	473.40	806.70
Prob>chi2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注) 夫婦と子供から成る世帯，母子世帯，父子世帯における世帯主もしくはその配偶者を対象にプロビット推定を行い，限界効果を推定している。上記の変数以外に学歴，居住都道府県，本業の産業，本業の職種，本業の企業規模をコントロール変数として用いている。アスタリスク*，**，***はそれぞれ変数が有意水準10%，5%，1%で限界効果が0であるという帰無仮説を棄却していることを示している。

される。

その点を踏まえて，図表5では女性を対象に配偶者の有無別に副業の保有状況の要因分析を行っている。その推定結果をみると有配偶の母親は子供の人数が増えることで副業を持つ割合が増えている一方で，シングルマザーの副業では統計的に有意な効果はみられない。ただ，副業に対する需要の推定結果では，シングルマザーは3人以上の子供がいるときに副業を持つ傾向がみられ，その効果も大きい。副業の有無の推定結果においてシングルマザーで子供の人数の効果が観察されないのは，シングルマザーでは子供がいる時点で副業を持つ割合が高いためであると解釈される。また，末子年齢が高まることによる副業の保有効果は有配偶の母親よりもシングルマザーの方が大きい一方で，小学校低学年と高学年の差異が小さいことから，子供が小学校に上がったことを機に副業を高い割合で始めていることがわかる。

5. まとめと残された課題

本論文は，世帯の子供の人数によって生じる生活に割かなければならない時間と，必要となる所得の上昇が副業の保有状況に与える影響を，総務省「就業構造基本調査」の個票データを用いて実証分析を行った。シンプルなプロビットモデルからは，子供の人数が増えることで副業に対する需要が高まることが示された。特に，3人以上の子供を持つ世帯でその割合が高まっていた。しかし，男性よりも女性の方がその傾向が強く，相対的に女性の方がフレキシブルに仕事を増やしていることが示された。また，末子年齢が上がるにつれて副業を持つ傾向は高まるものの，その影響は女性のみで観察された。これは，女性が世帯内で育児を分担する傾向が強く，その制約のために副業を持つことができていない状況を示している。

さらに，有配偶の母親とシングルマザーでは，シングルマザーの方が副業を持つ割合，副業を希望する割合が高いことも示された。また，末子年齢の影

図表 5 子供のいる女性婚姻状況別，副業の保有状況に子供人数・末子年齢が与える影響

	M1：副業保有ダメー		M2：副業希望+保有ダメー		M3：副業保有ダメー (副業希望者・副業保有者)	
	配偶者あり	配偶者なし	配偶者あり	配偶者なし	配偶者あり	配偶者なし
	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値	限界効果/t値
子供の人数[1人]						
2人	0.003 ** 2.06	0.008 1.32	0.005 * 1.87	0.019 * 1.88	0.017 1.16	-0.009 -0.28
3人以上	0.011 *** 3.69	0.013 1.17	0.019 *** 4.42	0.042 ** 2.09	0.039 * 1.79	-0.001 -0.01
末子年齢[未就学児]						
小学校低学年	0.008 *** 3.71	0.019 *** 2.66	0.016 *** 4.39	0.027 ** 2.14	0.033 * 1.75	0.086 ** 2.03
小学校高学年以上	0.012 *** 4.94	0.020 *** 2.93	0.023 *** 5.89	0.034 *** 2.66	0.053 *** 2.62	0.087 ** 2.03
本業賃金率対数値	-0.005 *** -4.04	-0.018 *** -3.38	-0.017 *** -8.58	-0.049 *** -5.43	0.015 1.53	-0.013 -0.51
本業労働時間対数値	-0.025 *** -16.74	-0.032 *** -4.65	-0.059 *** -22.88	-0.075 *** -6.30	-0.046 *** -3.50	-0.033 -0.87
年齢対数値	0.034 *** 4.75	0.059 *** 2.94	-0.029 *** -2.73	0.007 0.23	0.376 *** 6.62	0.342 *** 3.17
サンプルサイズ	89224	9435	89724	9540	7994	1298
擬似決定係数	0.06	0.07	0.04	0.04	0.06	0.12
対数尤度	-1468647.1	-207031.9	-3200369.5	-472359.5	-609738.9	-94751.6
Chi2値	1051.40	251.20	1555.70	214.00	416.80	1818.80
Prob>chi2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注) 夫婦と子供から成る世帯，母子世帯，父子世帯における世帯主もしくはその配偶者を対象にプロビット推定を行い，限界効果を推定している。上記の変数以外に学歴，居住都道府県，本業の産業，本業の職種，本業の企業規模をコントロール変数として用いている。アスタリスク*，**，***はそれぞれ変数が有意水準10%，5%，1%で限界効果が0であるという帰無仮説を棄却していることを示している。

響をみるときに，有配偶の母親については末子年齢区分が上がるごとに副業を持つ傾向が高まっていたが，シングルマザーでは小学校低学年に上がった段階で副業を選ぶ割合が高まっているという違いがみられた。

これらの分析結果は，少子高齢化対策として2人以上の子供を夫婦が持つことを想定したときに，必要な所得を得るために1つの仕事では足りず，もう1つ仕事を持たなければいけなくなる世帯が一定数いることを示している。そして，その傾向はシングルマザーにおいて顕著に表れていることも重要であるといえる。一方で，副業を持つことについてどのように評価すべきであるかも重要である。

川上(2021)は，WEB調査を用いて副業の保有理由別に主観的幸福度を推定しているが，収入目的による副業が幸福感に与える影響は，副業希望者の幸福感は低く，副業を持つことで上昇しているものの，副業非希望者より幸福感が低くなることを示し

ている。大石(2015)によれば，シングルマザーは有配偶の母親と比較して副業を持つ傾向にある一方で，早朝・深夜などの非典型労働時間帯に働く傾向があること，そして，それが子供のウェルビーイングに負の影響をもたらすことを示している。これらの研究からは，子供を持つことによって生じる必要な所得を副業によって補填する自助的な状況は改善される必要があることが示唆される。

本研究の分析は，雇用形態別や所得区分別，労働時間区分別の推定などを行っておらず，副業の保有に子供の人数が与える影響について，その構造はまだ十分に明らかになっていない。保育園や学童保育の整備，児童手当の効果についても分析において考慮していない。そして，本稿の分析においては十分に因果性を考慮した推定を行っていない。近年の副業ブーム以降のトレンドの変化も分析する必要があるという点も含め，まだ分析上の課題は残されている。

(注)

- 1 東洋経済「CSR」調査によれば、調査対象企業において副業を認可する割合は2017年に18.7%から、2021年に45.0%まで上昇している。
- 2 総務省「家計調査」から計算できる2人以上世帯における世帯主の副業率は2017年の0.93%から、2021年に2.21%に上昇している。
- 3 「就業構造基本調査」における雇用形態の区分は、職場での呼称によって決まる。
- 4 高所得層で副業率が高い背景には、高所得の職業（経営者や大学教授、医師、弁護士など）で副業を持つ慣行があることが大きい（川上, 2021）。
- 5 Choe, Oaxaca and Renna (2018) においては、本業の労働時間が制約されていない場合の本業・副業の労働供給関数を明らかにしている。
- 6 これら本業の属性及び不労所得が副業に与える影響は、Stone-Geary型効用関数を仮定していない分析においても同様の結果が得られている(Perlman, 1966; Conway and Kimmel, 1998など)。
- 7 コントロール変数には本業の業種、職種、企業規模、婚姻状況、年齢対数値、性別ダミーを用いる。また、推定式に示しているように年次ダミーを加える。
- 8 総務省「就業構造基本調査」以外には、国民の行動時間について調べている総務省「社会生活基本調査」や消費支出の状況を調べている「家計調査」においても副業の保有状況を把握することができる。
- 9 本稿の分析の対象範囲においては父子世帯のサンプルサイズが小さく父子世帯の父親は全て副業非希望者であったことから、男性の婚姻ダミーの推定結果を得ることができていない。
- 10 本稿の執筆にあたり、社会保障若手研究会における報告において参加されていた皆様より分析を進めるうえで貴重なご意見をいただいた。ここに記して感謝したい。執筆にあたり科学研究費補助金「複業と契約の労働経済分析（20K01703, 研究代表者：玄田有史教授）」の助成を受けたものである。また、本稿の分析に用いた総務省「就業構造基本調査」個票データは、統計法第33条に基づき、調査票情報の提供を受けたものである。

参考文献

Asai, Y, Kambayashi R and Yamaguchi, S (2015) "Childcare

Availability, Household Structure, and Maternal Employment," *Journal of the Japanese and International Economics*, 38, pp.172-192.

Choe, C, Oaxaca, R L., and Renna, F (2018). "Constrained vs Unconstrained Labor Supply : The Economics of Dual Job Holding," *Journal of Population Economics*, 31 (4), pp. 1279-1319.

Conway, K S., and Kimmel, J. (1998). Moonlighting Behavior: Theory and Evidence. *Labour Economics*, 5, pp.135-166.

Nishitateno, S and Shikata, M (2017) "Has Improved Daycare Accessibility Increased Japan's Maternal Employment Rate? Municipal Evidence from 2000-2010," *Journal of the Japanese and International Economics*, 44, pp.67-77.

Ogawa, N and Ermisch, J F.(1996) "Family Structure, Home Time Demands, and the Employment Patterns of Japanese Married Women," *Journal of Labor Economics*, 14 (4), pp.677-702.

Perlman, R. (1966). Observations on Overtime and Moonlighting. *Southern Economic Journal*, 33 (2), 237-244.

Renna, F, Oaxaca, R L. and Choe, C (2013). "Constrained vs Unconstrained Labor Supply : The Economics of Dual Job Holding," CEPS Working Papers, No. 2013-03.

労働政策研究・研修機構 (2017)「労働政策研究報告書 子育て世帯のディストレス」, No.189.

大石亜希子 (2015)「第5章 子育て世代のウェルビーイング—母親と子どもを中心に—」, 『JILPT 資料シリーズ, No. 146』, pp.100-119.

小澤彩子 (2020)「育児期女性の就業選択—学童期の子どもの存在が労働供給に与える効果を中心に—」, DBJ Research Center on Global Warming Discussion Paper Series, No.66.

川上淳之 (2021) .『「副業」の研究—多様性がもたらす影響と可能性』, 慶應義塾大学出版会.

深堀遼太郎 (2012)「第9章 近年の景気後退と有配偶女性の労働力化・非労働力化—前期労働状態と子ども人数による影響の違い」, 樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie編『親子関係と家計行動のダイナミズム - 財政危機下の教育・健康・就業』, pp.183-202, 慶應義塾大学出版会.

〔特集〕 新しい働き方と社会保険

EUにおける新しい働き方と労働社会政策

濱口 桂一郎（独立行政法人 労働政策研究・研修機構 研究所長）

要旨

EUでは新しい働き方への対応として、2019年に透明で予見可能な労働条件指令が制定され、日本でいうシフト制に対する保護措置が講じられている。また2021年末にはプラットフォーム労働指令案が提案され、現在審議中であるが、契約上自営業者とされていても5要件のうち2つを充たせば雇用関係を推定するとともに、AIによるアルゴリズム管理にも一定の規制をかけている。

社会保障関係では拘束力のある立法は乏しいが、2019年の労働者と自営業者の社会保護勧告は、失業給付、疾病給付、母性給付、障害給付、老齢給付、労災給付の6部門について自営業者についても適用を拡大するよう勧告している。さらに2022年9月に提案された最低所得勧告案は、ベーシックインカムとは異なる資産調査と就労要請を伴う最低所得制度について、そのカバレッジや十分性、就労への援助や社会サービスの確保などを求めている。

れている一部を除き相当部分でEUレベルでの立法が可能である。その立法は主に「指令」という加盟国に国内法の制定を義務づける形式のものであり、この場合その施行はもっぱら国内レベルで行われる。指令案の提案は欧州委員会というEU行政府が行うが、その採択は立法府たる欧州議会及び閣僚理事会（加盟国の大臣から構成）によって行われる。もっとも、EU指令に基づく国内法について国内で訴訟が起こされ、EU指令の解釈如何が争点となった場合には、国内裁判所は事案をEU司法裁判所に付託しなければならず、同裁判所の判決は加盟国の裁判所を拘束する。

労働社会政策でEU法が話題になるのはほとんどもっぱら労働法関係であり、男女均等指令、労働時間指令、パートタイム指令、有期契約指令、派遣労働指令などが、日本における立法の参照基準として論じられてきた。その延長線上に、本稿でも取り上げる2019年の透明で予見可能な労働条件指令や、現時点でなお採択されていないプラットフォーム労働指令案などがある。

これに対し、本誌が主たる対象分野とする社会保険ないし、やや広く社会保障までを視野に入れると、そこは基本的にEU法が規律する分野ではない。厳密にいうと必ずしもそうともいえないのだが、少なくとも労働法分野と同じような意味で加盟国の国内法を指令で規制するというような立法は事実上不可能であり、ほぼ存在しない。したがって、EU年金法もEU健康保険法も存在せず、あるのは域内移動する労働者や国民の社会保障の調整規定だけである（ごくわずかな例外があるがそれは後述）。

以上から、今号の特集である「新しい働き方と社会保険」についてのEU法の動向というのは、基本的に存在し得ない領域の話であるということがお分

1. EU立法における社会保険の欠如

本誌の読者にはEU（欧州連合）の立法システムが主権国家のそれとは異なることが必ずしも知られていないと思われるので、本論に入る前にまずはEUに関する基礎情報を略述する。EUは現在（脱退したイギリスを除いて）27の加盟国からなる地域的国際機関であるが、それ自身の立法、行政、司法の3機関を有するという面で、一種の連邦国家的性格をも有する。ただしその場合でも、EUの権限はEU条約及びEU運営条約に書かれた範囲に限られ、それにもいくつかのレベルがある。

たとえば労働法に関わる分野では、条約で排除さ